



各 位

平成 18 年 5 月 8 日

会 社 名 株式会社 伊 勢 丹
代 表 者 名 代表取締役社長執行役員
武 藤 信 一
コード番号 8 2 3 8
問 合 せ 先 総務部広報・IR担当長
山 崎 茂 樹
T E L 03-3352-1111 (大代表)

取締役に対するストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 8 日開催の取締役会において、取締役に対し、非金銭報酬等として年額 1 億 2 千万円の範囲内で下記の通りストックオプションとして新株予約権を付与することの承認を求める議案を、平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 121 回定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 取締役に対し新株予約権を付与する理由
業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、新株予約権を付与するものである。
2. 新株予約権 1 個と引き換えに払い込む金銭の額（払込金額）
金銭の払込みを要しないものとする。
3. 新株予約権の総数
新株予約権の総数は、付与される新株予約権の上限額 1 億 2 千万円を、当社取締役会で定める新株予約権を割当てる日（以下「割当日」という。）における、新株予約権 1 個当たりの公正な評価額で除した数（小数点以下は切り捨て）を上回らないものとする。
4. 新株予約権の内容
新株予約権の目的である株式の種類及び数
新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は 100 株とする。
なお、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる 1 株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の取引の終値（以下「終値」という。）の平均値（1円未満の端数は切り上げる。）又は割当日の終値のいずれか高い金額とする。なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行なう場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行なう場合（「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{新規発行の1株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \frac{1 \text{株当たりの時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

新株予約権を行使することができる期間

割当日から2年を経過した日の翌日より5年以内とする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

ロ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他の新株予約権の行使の条件等

その他の新株予約権の行使の条件等は、当社取締役会の決議により決定される割当契約書に定めるものとする。

なお、上記の内容については、平成 18 年 6 月 29 日開催予定の当社第 121 回定時株主総会において、「当社取締役に対して新株予約権（ストックオプション）を非金銭報酬等として付与する件」が承認可決されることを条件といたします。

以 上